平成 27 年度「多摩テレビ放送番組審議会」開催概要

日　時	平成 28 年 1 月 27 日(水)　14 時 00 分～16 時 00 分				
会　場	パルテノン多摩第２・３会議室				
出席者	出席委員 ８名	金子春生 今原淳夫 伊藤淳 鈴木誠 萩尾文子 福山隆彦 真鍋和弘 溝口幸夫	委員（会長） 委員（副会長） 委員 委員 委員 委員 委員 委員	事務局 13 名	高松数則 社長 平山祥二 総務部長 会田保夫 営業部長 渡部達朗 制作部長 高桑周二 お客様センター長（兼事業部長） お客様センター　渡邊 穣 課長 制作部　藤島喜一 係長 小林心 主任 田中飛馬、岡﨑圭子、 青山晋、降幡健太郎 総務部　三宅徹平
配付物	■議事次第 ■平成 27 年度 放送番組審議会委員名簿 ■平成 27 年度 多摩テレビ放送番組審議会 議事資料 （別紙 1）放送法 （別紙 2）多摩テレビ放送番組審議会規則 （別紙 3）多摩テレビ番組一覧 （別冊）・平成 27 年度 多摩テレビ放送番組審議会 議案・資料 ・諮問文 ・議案 1 多摩テレビ放送番組基準の変更について ・議案 2 放送番組の編成に関する基本計画の変更について （資料 1）多摩テレビ放送番組基準・新旧対照表 （資料 2）現行の放送番組の編成に関する基本計画 ＜資料＞多摩テレビ 会社説明パンフレット ＜資料＞多摩テレビ 総合パンフレット ＜資料＞たまテレ navi 平成 27 年・２月号				
会長・副会長の選任					
議　事	■概要説明(基本情報) 【事務局より資料に沿って説明】 ○多摩テレビの概要 ○放送番組審議会について ○多摩テレビ放送番組審議会規則について 【会長】 ここまでの内容で質問、疑問点はあるか？ （質疑なし） 丁寧な説明で問題ないかと思うので次の議事へ進めます。				

■審議事項
【事務局より別冊「議案・資料」に沿って説明】
〇経緯説明
平成 4 年 10 月 2 日に第 1 回の番組審議会が開かれ、
「多摩テレビ放送番組基準」と「放送番組の編成に関する基本計画」が定められたが、その後、内容を見直すことなく今日を迎えたため、内容と実態が乖離している部分がある。そのため、当基準と当計画について見直しを行いたい。

〇諮問
「多摩テレビ放送番組基準」と「放送番組の編成に関する基本計画」を
変更したいので、放送法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 132 号）第 6 条第 3 項の
規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

多摩テレビ放送番組基準の変更について
・当初制定された現行基準を全部改正し、事実上の業界標準として
各社が拠り所としている「一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟放送基準」に
準拠した内容へと変更する。
・あわせて、現在、独立した基準として定められている
「多摩テレビ広告放送の基準（平成 18 年 5 月 12 日制定）」を廃止する。
広告放送の基準については、連盟放送基準の中に一体的に構成されているため
別に定める必要がないため廃止する。

放送番組の編成に関する基本計画の変更について
・現行の基本計画には個々の番組について個別具体的に定められていて、
現段階の番組構成との乖離が著しい。
そのため現行の基本計画を全面的に見直し、コミュニティチャンネルの枠組に
限定した計画内容へと変更する。
また、表題を編成から編集に変え「放送番組の編集に関する基本計画」に
改める。

このようなことを諮問したく思います。

〇説明
・新たな多摩テレビ放送番組基準の変更案は
資料 1 の「多摩テレビ放送番組基準・新旧対照表」のように、
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟放送基準に準拠した内容に変更するもので、
内容については、左右の違いをコントラストに見ていただければと思います。

	・放送番組の編成に関する基本計画の変更案は、 資料「議案２ 放送番組の編成に関する基本計画の変更について」のように 基本方針として通則的な理念を記載、チャンネル構成として主な番組ジャンル、 放送時間を記載しております。 変更の考え方としては、時の変化に対応できるように大綱的な骨格だけを定め、 個別具体的な条項を置かない。 また、放送内容を律する基本的な理念については、根拠法である 「放送法」や上位規範の「番組基準」中に所要の規定が置かれているため、 再説しない。 また、放送番組の種別（教養、教育、報道、娯楽等）ごとの方針規定は置かない。 また、表題を放送法に基づいて「編集」に変更する。 現行の放送番組の編成に関する基本計画は個別具体的な番組、 有料チャンネルの具体的な番組について記載があり、実態と乖離しているので、 この際、実態に合わせて全体の見直しを行い、 自主制作番組（コミュニティチャンネル）に焦点をあてた、 総論的な方針ということに変更したい。 【会長】 この番組審議会は放送法に従ってこの審議を進めなくてはいけない。 今回の諮問は大きな変更はあるが、一口に言えば明文化したということに なるではないかと思う。 委員のみなさんご質問、ご意見があれば発言ください。 【委員】 「多摩テレビ放送番組基準の変更」については特に意見はありません。 「放送番組の編成に関する基本計画の変更」については、 あまりにもさっぱりしすぎているので、 入れられるのであれば、「多摩テレビ放送番組基準に基づいて編成を行う」といった 一文を入れるのはどうか。 【委員】 現状に即した改変と理解したので、問題ないと思います。 【委員】 教育の立場からの意見として 教育的効果をアップするということで、多摩テレビ放送番組基準に明文化されている のは非常に心強く感じます。 【委員】 内容的に特別な変更ではなく、これまでのことを明文化したということで、 良いのではないかと思います。

【委員】
現行に即した適切な改変かと思いますので、異議はございません。

【委員】
今まで基準や計画が現実に合っていなかったということで、
もっと早くに変えていればと思いますが、
今回、実態に即した形に見直すということで問題ないと思います。

【副会長】
異議はありません。
一つ確認として、放送番組の編成に関する基本計画の変更案の考え方として、
放送番組の種別（教養、教育、報道、娯楽等）ごとの方針規定は置かないと
あるが、これはどういったことか説明していただきたい。

【事務局】
放送番組の種別については、放送番組基準に記載があるので、
これをもって重複記載を避けるかたちにしております。

【副会長】
了解しました。

【会長】
一通り委員の皆さんの意見を聞いて、
鈴木委員の意見について事務局はいかがでしょうか。

【事務局】
「放送番組の編成に関する基本計画」の上位規範として「多摩テレビ放送番組基準」
が定められているので、引用記載することに関しては問題ないが、
重複しての記載は必要ないと判断したため、引用はしておりません。

【委員】
「放送番組の編成に関する基本計画」は「多摩テレビ放送番組基準」に
基づいていることを明らかにするために記載があったほうがよいのではないか。

【事務局】
各社の基本計画を見てみると、基準と結びつける記載はないため、
特別に引用する必要はないかと思う。

	【会長】 それでは、これまでの議論に関して、 鈴木さんの意見にご賛同の方はいらっしゃいますか。 （発言なし） 今回は基本計画への引用は不要かと思われるので、 原案のままで進めたいと思います。 他に何かございますか？ （意見なし） 20 年経って現状に即したものに変更されるということで、 今回の基準と計画の改変は大変意義のあることだと思います。 ご提案いただいた諮問文のように基準と計画の改変は問題ありませんか？ （満場一致） 委員の皆さん問題ないということなので、 この諮問は賛成ということで決まりました。

	■報告事項 【事務局より】 〇コミュニティチャンネル（地域情報番組）のあらまし 〇前回の審議会における主な意見への対応 「スクール通信」のＥＰＧ（電子番組表）について、 具体の学校名を入れて、視聴者の興味を引くべきというご指摘を受けて 審議会後、翌週のＥＰＧから学校名等を載せる対応をとりました。 ■コミュニティチャンネル自主制作番組ＤＶＤ（ダイジェスト版）視聴 ＤＶＤ内容 〈レギュラー番組〉 ・ＴＴＶ－ＮＯＷ（附、たまテレ・リサーチＱ） ・地域密着！た･ま･て･ば･こ ・スクール通信 ・生活筋力体操の時間 〈特別編成番組〉 ・「戦後 70 年特集　ゼロ戦、由木上空に燃ゆ」 ・「We love Tama-cen ＴＶ」 ・「（仮題）映画と共に」（制作中ドキュメンタリーの導入部） （視聴終了）
閉　会	16:00　会議終了・散会